

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02727

研究課題名（和文）大学におけるハラスメント相談対応システムの問題解決機能強化に関する実証的研究

研究課題名（英文）An empirical study on strengthening the problem-solving function of a harassment consultation system at a university

研究代表者

横山 美栄子（Yokoyama, Mieko）

広島大学・ハラスメント相談室・名誉教授

研究者番号：50259660

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：国内の大学におけるハラスメント相談対応システムの実態調査を全国の大学1086校対象に実施し、275校から回答を得た。規則・委員会は9割が設置しているが内4割は事案発生時のみで定例化していない。専用面談室、専任相談員を置く大学は2割弱で学内の教職員が兼任する形で対応している。相談現場における問題解決の方法のうち「通知」や「調整」を事実上実施している大学は8割にのぼり「介入モデル」が一定程度浸透していることがわかった。ただし介入前にハラスメント認定を条件としている大学が4割弱あり被害抑制や早期解決の機能が十分果たしているとは言い難い。課題として専門相談員の確保、他大学との情報交換が挙げられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今回の調査において、大学における相談対応の実態について一定程度把握することができた。とくに「処罰モデル」のみに依拠した対応をしている大学は少なくなり、通知や調整、調停などを制度化した「介入モデル」が一定程度浸透していることがわかった。しかし介入の前提としてハラスメント認定を求めるところが依然として多い。そのための人的資源として専門相談員や弁護士などの学外者を入れている大学はまだ少ない。ハラスメントに関する法整備や社会的関心の高まりに対して、リスク管理という視点からも、大学のハラスメント相談対応システムの問題解決機能を高めるための資源の拡充が課題といえる。

研究成果の概要（英文）：A survey of the actual situation of harassment consultation systems in domestic universities was conducted for 1086 universities, and responses were obtained from 275 schools. 90% of the respondents have established rules and committees, but 40% of them are only used when an incident occurs and are not regularized. Less than 20% of the universities that have a dedicated interview room or full-time counselors have faculty and staff on campus concurrently serving. Among the problem-solving methods at the consultation site, 80% of the universities actually implement "notification" and "coordination", indicating that the "intervention model" has penetrated to a certain extent. However, less than 40% of universities require harassment certification before intervention, and it is difficult to say that the functions of damage control and early resolution are sufficiently fulfilled. Issues include securing specialist counselors and exchanging information with other universities.

研究分野：社会学

キーワード：ハラスメント アカデミックハラスメント リスク管理 高等教育

1. 研究開始当初の背景

大学におけるハラスメント問題のうち、セクシュアル・ハラスメントは、労働者としての働く権利の侵害や性差別という労働法的観点からの研究の蓄積が多かった。しかし、アカデミック・ハラスメントは、被害の告発はあっても実態把握や対策も十分とはいえず、研究者や学生の権利侵害という視点も確立されているとは言い難い。さらにアカデミック・ハラスメントは、競争主義・成果主義の強化やグローバル化による研究環境の変化を背景にして、研究倫理が問われる様々な事象とも深く関わり、Academic Integrity という観点からも捉え直す必要がある。

実際に生じているハラスメント事案については、処分の公表以外には、その議論の前提となる、被害や相談対応の実態が公表されることは少なく、大学におけるハラスメント被害への対応とその問題解決機能を可視化できているとはいえない。

このような状況から、大学におけるハラスメント被害を防止し、事案発生時に適切に対応するための基本的な視点や救済のためのシステムについての考え方を共有する地盤が必要と思われる。

2. 研究の目的

本研究は、大学におけるハラスメント相談対応の実態を把握し、その問題解決機能を強化するために必要な資源のあり方を明らかにすることを目的としている。ハラスメントの相談対応システムの問題解決機能と必要な資源とは何かという視点で調査分析を行う。

3. 研究の方法

国内の大学におけるハラスメント相談対応システムの実態について、定量調査と質的調査を実施した。定量調査については全国の大学(短期大学、大学院を含む)1086校に調査票を送付し、275校から回答を得た(回収率25.3%)。また、国内大学におけるハラスメント相談員に対して、相談受付以降に具体的に採られている対応とその成果についてインタビュー調査を行った。

4. 研究成果

定量調査の結果概要

(1) 規則・防止委員会の設置状況

- ハラスメント防止に関する規則は99%の大学で定められている。
- ハラスメントに関する学内委員会は、名称はさまざまであるが89%の大学で設置されている。
- 規則の対象とするハラスメント行為については、法律で措置義務が課されているセクハラ、パワハラ(アカハラを含む)が95%以上、妊娠・出産・育児介護休業等に関するハラスメントは77%であるが、SOGI ハラスメント、人種・国籍・民族等に基づく差別、障害に基づく差別については45%程度であった。
- 委員会メンバーに外部委員を入れている大学は23%で、その8割は弁護士である。相談員を入れている大学は25%で相談支援と分けている大学の方が多い。

(2) 相談受付の状況

- 学内に相談受付窓口を設置している大学は95%、外部委託2%、窓口のない大学も3%あった。
- 被害者本人だけでなく、被害者の知人や被害の目撃者、管理職など第三者からの相談を受けている大学は63%、加害者とされる者からの相談を受けている大学は17%、卒業生・修了生や退職者からの相談も受けている大学は39%あった。
- 学内での被害以外の相談については、実習先での被害77%、就職活動での被害71%と多いが、アルバイト先での被害は52%、DVやストーカー被害は2~3割であった。
- 相談受付は相談員が相談員から直接相談申し込を受ける形が70%で、専用の相談室・面談室があるのは19%と少なく、その都度場所を確保する形が66%と多かった。これは、ハラスメント相談員が学内の兼任相談員であることと関連している。

(3) 相談員について

- 大学の教職員として本務が別にある兼任の相談員を置く大学が86%で、専任の相談員を雇用している大学は13%、その半数は非常勤職員である。
- 専任相談員の資格は、公認心理師または臨床心理士が8割を占め、その他は看護師、保健師、産業カウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士である。
- 相談そのものを、弁護士事務所やハラスメント相談、カウンセリングを専門とする事業体に委託部委託している大学は30%あった。

- 相談員の業務内容は以下ようになっており、4、5、6、7の相談者に対する直接的な支援を行っている大学は3分の1にとどまっている。

	選択項目	数	割合
1	相談者に対する助言、解決のための情報提供、手続きの説明などを行う	201	80.1%
2	相談内容を記録し、防止対策委員会等に報告する	196	78.1%
3	相談を聴き、申立てがある場合のみ防止対策委員会等に報告する	118	47.0%
4	相談者へのカウンセリングなどの心理的ケア	104	41.4%
5	委員会等が行う事実調査の際の付き添いや当局との連絡調整	89	35.5%
6	加害者からの避難など、相談者の当面の安全確保のための調整依頼	86	34.3%
7	苦情申立てのための手続(文書の作成、提出など)の支援をする	81	32.3%
8	行為者(加害者)に対する聴き取りや助言	70	27.9%
9	当事者どうし話し合いの場を設ける	33	13.1%
10	その他	13	5.2%

(4) 事案への対応について

事案への対応をどのように行っているかを「通知」、「調整」、「調停」、「調査」の4つの項目について回答を得た。

「通知」: 加害者(行為者)やその所属長に対して、ハラスメント相談があったことを文書や口頭で伝えたり注意喚起や警告等を行う手続。

8割以上の大学が「通知」を実施できる体制にあり、2021年に実際に「通知」を行った大学は40%あった。

	選択項目	件数	割合
1	規則に明記されている	121	44.0%
2	規則にはないが、実質的に実施している	90	32.7%
3	規則になく実施していない	48	17.5%
4	その他	10	3.6%
0	無回答	6	2.2%

「調整」: 相談者の就学・就労環境を改善するための具体的な措置を当該部局や担当教職員等に提案・実施する手続。

8割以上の大学が「調整」を実施できる体制にあり、2021年に実際に「調整」を行った大学は41%あった。

	選択項目	件数	割合
1	規則に明記されている	123	44.7%
2	規則にはないが、実質的に実施している	96	34.9%
3	規則になく実施していない	40	14.5%
4	その他	10	3.6%
0	無回答	6	2.2%

「調整」の具体的内容

	選択項目	件数	割合
1	所属長から加害者とされる者に対する注意喚起や説諭	156	56.7%
2	指導教員や所属研究室、所属部署の変更	119	43.3%
3	形式的な所属は変えないが、実質的な修学場所や就労場所を変更する	73	26.5%
4	加害者とされる者からの接触(メール、電話、手紙、伝言等)を禁止する	86	31.3%
5	所属長による相談者への定期的な面談	34	12.4%
6	所属長による、加害者とされる者との定期的な面談	27	9.8%
7	その他の調整	28	10.2%

「調整」のメリット

	選択項目	件数	割合
1	実質的な被害救済や加害行為の抑制ができる	182	66.2%
2	深刻な被害に発展するのを防ぐことができる	184	66.9%
3	将来的な加害行為を抑える効果がある	141	51.3%
4	その他	5	1.8%

「調整」のデメリット

	選択項目	件数	割合
1	加害者とされる者の納得が得られにくく、加害行為の抑制には役に立たない	53	19.3%
2	ハラスメント認定をせずに調整を行うと、周囲の理解が得られにくい	75	27.3%
3	さらに被害が拡大したり、二次被害につながる可能性がある	64	23.3%
4	誰に調整の実施主体となってもらうかという点で困ることが多い	79	28.7%
5	その他	27	9.8%

「調停」：ハラスメントの当事者双方から調停委員が話を聞き双方の合意を図る手続。
7割以上の大学が調停を実施できる体制にあり、2021年に実際に「調停」を行った大学は19%あった。

	選択項目	件数	割合
1	規則に明記されている	143	52.0%
2	規則にはないが、実質的に実施している	33	12.0%
3	規則になく実施していない	72	26.2%
4	「調停」という名称ではないが、当事者同士の話し合いの場を設けている	9	3.3%
5	その他	10	3.6%
0	無回答	9	3.3%

「調査」：ハラスメント行為の有無を確認し、ハラスメント認定を審議する手続。
「調査」は9割以上の大学で実施できる体制にあり、2021年に実際に「調査」を行った大学は50%あった。

	選択項目	件数	割合
1	規則に明記されている	231	84.0%
2	規則にはないが、実質的に実施している	23	8.4%
3	規則になく実施していない	13	4.7%
4	その他	3	1.1%
0	無回答	5	1.8%

「調査」の期限の有無：52%の大学が期限を定めていない。

	選択項目	件数	割合
1	規則によって期限が定められている(3ヶ月以内)	74	26.9%
2	規則によって期限が定められている(6ヶ月以内)	8	2.9%
3	期限は定められていない	143	52.0%
4	その他	31	11.3%
0	無回答	19	6.9%

調査委員会のメンバーに学外者が入る大学は51%で、弁護士が最も多く、次いで心理職の専門家、ハラスメント問題の専門家、医師となっている。また、調査自体を外部委託している大学は3%あった。

外部委員を入れる理由：

	選択項目	件数	割合
1	学内委員のみで調査するのは、委員の負担が大きいため	41	14.9%
2	学内委員だけでは、ハラスメント認定の判断が困難だから	88	32.0%
3	学外者を入れることで、中立、公平性が担保できるから	118	42.9%
4	学外者を入れることで、専門的な知識や聴き取りの手法が得られるから	128	46.5%
5	学外者を入れることで、訴訟に耐える判断や報告書作成ができるから	80	29.1%
6	その他	3	1.1%

(5) ハラスメント相談対応の課題

「ハラスメント相談対応の課題だと思われること」については以下のような回答があった。

1	他大学での相談対応にかんする情報を得る機会が乏しい	126	45.8%
2	ハラスメント専門の相談員を確保するのが難しい	122	44.4%
3	大学構成員のハラスメントに関する理解が不十分で、意識啓発が必要である	112	40.7%
4	効果的な防止研修ができていない	104	37.8%
5	大学内部での対応には限界があり、公的な第三者機関が必要である	90	32.7%
6	認定されたハラスメント行為に対して、どの程度の処分が適切かわからない	87	31.6%
7	学生の相談対応よりも、教職員間のハラスメントへの対応が難しい	79	28.7%
8	相談内容がハラスメントと研究不正の両方にかかわる場合、対応が困難である	44	16.0%
9	法人・大学の執行部が、ハラスメント問題の重要性やリスクを理解していない	28	10.2%

調査結果のまとめ

1. 規則・委員会の設置状況については、ほとんどの大学が一連の法整備を受けて、防止規則が制定されており、9割が法人もしくは大学全体で対応する委員会を設置している。しかし、そのうちの4割は事案発生時のみの開催となっており定例化はしていない。委員会に弁護士などの学外者を入れている大学は2割弱であった。学外委員を入れる理由として公平性の確保や専門的・門的知識・手法などが挙げられており、その点では学外委員を入れるメリットはある。
2. 相談窓口・相談員:学内に相談受付窓口を置く大学がほとんどだが、学外相談窓口のみや窓口を置いていない大学もわずかにあった。しかし、専用の面談室を置く大学は2割弱と少なく、機微な相談を受ける環境としては不十分である。これは相談員が、非常勤も含めてハラスメント専任の相談員を置く大学が1割強しかなく、多くが学内の教職員による兼任の相談員であることと関連していると思われる。
3. 3.相談対応:ハラスメント相談現場における問題解決の方法のうち、行為者への注意・警告を行う「通知」や当事者の関係調整や環境調整、行為者を引き離し、行為者への説諭、謝罪などを行う「調整」を事実上実施している大学は8割にのぼり、「介入モデル」による相談対応が一定程度浸透していることがうかがわれた。ただ、「通知」や「調整」の介入前にハラスメント認定を条件としている大学が4割弱あったこれは「介入モデル」がもつ被害抑制や早期解決の機能を十分に生かしているとは言い難い。ハラスメント認定のための調査では、公平性の確保や専門的手法を得るために調査委員に弁護士等の学外者を入れている大学が6割弱あった。調査自体を外部委託している大学は3%とわずかだった。調査の結論を出すまでの期限を設けていない大学が5割強と比較的多く、調査に時間がかかること自体が二次被害を招く要因となる可能性がある。
4. ハラスメント総ファン対応の課題として考えられていることは、他大学との情報交換、専門相談員の確保、意識啓発や効果的な研修など多岐にわたっていた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 湯川やよい
2. 発表標題 "Academic Harassment" and Japanese universities
3. 学会等名 SNU Human Rights Center International Seminar 2018 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 横山美栄子
2. 発表標題 大学におけるアカデミック・ハラスメント相談への対応
3. 学会等名 日本教育心理学会第63回大会 2021年ハラスメント防止委員会企画シンポジウム(招待講演) (招待講演)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	湯川 やよい (Yukawa Yayoi) (20723365)	愛知大学・文学部・准教授 (33901)	
研究分担者	北仲 千里 (Kitanaka Chisato) (60467785)	広島大学・ハラスメント相談室・准教授 (15401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------